

SSBJ基準の金商法令への取込み等、検討

金融審サステナ情報開示・保証WG

去る4月21日、金融庁は第6

回金融審議会サステナビリティ情報開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（座長：神作裕之・学習院大学大学院法務研究科教授）を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

EUにおけるサステナビリティ開示に関する検討状況

EUでは、2024会計年度から、従業員500人超の上場企業等である大会社（総資産残高2,500万ユーロ超、または純売上高5,000万ユーロ超（Wave 1））に対し、企業サステナビリティ報告指令（CSR D）の適用を開始している。その一方、欧州委員会は本年2月にWave 2（前記Wave 1以外の大会社）以降の企業に対する2年間の適用時期の延期を求める法案と、適用対象企業の閾値変更等企業の負担軽減を求める法案の2つの法案（オムニバス法案）を公表している。すでに前者の適用時期に係る法案については採択されているなかで、わが国の適用開示

時期に関して検討が行われた。

事務局は、現在検討している時価総額5,000億円以上のプライム上場企業のほぼすべてが、オムニバス法案による閾値見直し後においても、2024会計年度からCSR Dの適用が開始されている会社に相当するため、引き続き時価総額3兆円以上のプライム上場企業へのサステナビリティ開示基準の適用開始時期を2027年3月期とすること等を基本線としつつ、国内外の動向、保証に関する検討状況等を注視しながら、柔軟に対応していくことを提案した。

委員からは、おおむね賛同が聞かれた一方、「EUだけでなく、米国の状況も参考にすべき」との意見も聞かれた。

GHG排出量の見積りの更新

GHG排出量については見積りが使用される場合が想定されている。見積りが有報の提出後に判明した数値と異なる場合に比較情報の更新や、前報告期間に開示された数値と更新された

比較対象の数値との差異、更新した理由の開示が必要となる。この場合、事務局は原則として見積り情報の更新については訂正報告書の自発的提出が必要になるわけではないものの、誤謬

（見積りの前提が合理的でなく、十分な情報に基づいていない等、正確ではない見積りである等の場合）に該当する場合、その重要性に応じて有報の訂正が必要となることも考えられると整理した。

委員からは、こうしたサステナビリティ情報に係る見積りの修正があった場合の訂正の考え方について賛成意見が多く聞かれたが、「更新の場合は訂正報告書や翌年度の有報での開示ではなく、半期報告書や臨時報告書が本来の趣旨に合っているのでは」などの意見も聞かれた。

SSBJ基準の金商法令への取込み

事務局は、先般公表されたSSBJ基準を国際的なベースラインとなるISSB基準と同等な基準として金商法令に取り込むことについて、委員に意見を求めた。

委員からは賛意が聞かれた。

業務管理体制、サイナーの役割など、検討

金融審サステナ情報保証専門WG

去る4月17日、金融庁は第3

回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（座長：堀江正之・日本大学商学部特任教授）を開催した。

前回（2025年4月10日号（No.1740）情報ダイジェスト参照）の議論を踏まえた主な審議事項と事務局案は以下のとおり。

保証業務実施者に求められる業務管理体制（人的体制）

サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のうち、業務管理体制における人的体制については、サステナビリティ保証業務に係る専門的な知識・能力を担保することが重要である。そのため、その知識・能力を客観的に確認するための、行政機関への登録制度における登録要件として、サステナビリティ保証業務実施者に対して、適切な人材を確保し、適切に業務の構成員として配置すること、構成員の教育研修に関する方針・手続を定めることを求める。

委員からはおおむね賛意が聞

かれた。

業務執行責任者（サイナー）の役割と求められる知識・能力

業務執行責任者（サイナー）は、保証業務の技能・技法、職業倫理の理解、サステナビリティに関する知識・能力に加え、会計、監査、関連法規等の知識・能力も必要として、公認会計士としての登録（またはこれに準ずること）を要件とする。

委員からは賛成意見や「職業会計士以外の選択肢が排除される」など会計士に限ることへの反対意見のほか、「保証チームとそのメンバーにどこまで会計知識を求めるかの議論を」との意見も聞かれた。

行政機関と自主規制機関の役割のあり方

行政機関は、サステナビリティ保証業務が公正かつ的確に遂行される能力を持つ者を登録し、登録後その能力が維持されているかについて、モニタリング等を行うことが求められる。自主規制機関には、保証業務の質の維持・向上、従事者の知

識・能力の向上、従事者における高い倫理観の醸成・保持といった役割が期待される。

その運営主体については、既存の枠組みが利用される場合と、新たに設立される場合が考えられるが、その役割を担う最もふさわしい1つの自主規制機関を法令等により認定し、金融庁と連携していくことが考えられる（認定された自主規制機関以外にも、自発的に自主規制を担う組織を設立することを妨げるものではない）。

委員からは、自主規制機関について、既存の枠組みを活用することに賛成する意見や、「1つに絞らなくてもよいのではなかいか」との意見も聞かれた。

任意の保証に関して開示する

情報

有報において、次の保証を任意で受けた場合に関して、次の考え方が示された。

(1) 制度上の保証業務の要件を

満たした保証

制度上の保証業務の要件① サステナビリティ開示基準に基づいて作成された情報を、②登録されたサステナビリティ保証実施者により、③サステナビリティ保証基準に沿って保証）を満たした保証を任意で受けた場

合、サステナビリティ保証報告書に有報に添付することを認める。その場合、有報に義務化対象外の内容（次のa～c）を記載する必要がある。

- a 義務化対象企業がスコープ1・2、ガバナンス、リスク管理以外の保証を受ける場合
- b 義務化対象企業が義務化開始時期よりも早期に保証を受ける場合
- c 義務化対象でない企業が保証を受ける場合

(2) 制度上の保証業務の要件を

満たさない保証

サステナビリティ保証報告書に有報に添付することを認めない。有報に任意に保証を受けた旨等を記載する場合、前記a～cの内容等の開示情報を明記する。この開示情報については一義的に企業が責任を負う。

* 委員からは、賛同する意見のほか、「(2)で有報へ記載することもミスリードの懸念があり反対」との意見が聞かれた。

今後の予定

座長より、本来は3回の開催予定だったが、もう1回開催するとの発言があった。

**会計・監査・開示
来し方行く末**

**上場企業に対する規制等③—3
東証規則(適時開示(3))**

公認会計士
市川 育義

今回は、東証規則による適時開示制度に関して、開示内容の続き①～⑤は前回・前々回参照と開示方法について説明する。

⑥ その他の情報

「その他の情報」としては、投資単位の引下げに関する開示、支配株主等に関する事項の開示、非上場の親会社等の決算情報、事業計画および成長可能性に関する事項の開示、上場維持基準への適合に向けた計画の開示等が例示されている。

(a) 投資単位の引下げに関する開示

近年、東証は、個人投資家が投資しやすい環境を整備するため、望ましい投資単位として50万円未満という水準を明示し、上場会社に投資単位の引下げに向けた対応を開示を通じて促していることが背景にある。

(b) 事業計画および成長可能性に関する事項の開示

グロース市場の上場会社は、投資者に合理的な判断を促す観点から、「事業計画及び成長可能性に関する事項」について、新規上場日の開示のほか、少なくとも1事業年度に対して1回以上の頻度で進捗状況を反映した最新情報を開示しなければならない。

具体的な記載項目は次のとおりとされているが、東証が投資判断に必要な情報として掲げているため、プライム市場やスタンダード市場の上場会社は当然対応しているはずの事項との位置づけかと思われる（問題は開示内容の充実度ではあるが）。

- ・ビジネスモデル（事業内容、収益構造）
- ・市場環境（市場規模、競合環境）
- ・競争力の源泉（経営資源・競争優位性）
- ・事業計画（成長戦略、経営指標、利益計画および前提条件、進捗状況）
- ・リスク情報（認識するリスク、リスク対応策）

(c) 上場維持基準への適合に向けた計画の開示

東証は、2022年4月4日から新市場区分（プライム、スタンダード、グロース）をスタートさせたが、その際、新市場の新陳代謝を改善すべく、上場維持基準（たとえば、流通株式時価総額や流通株式比率）を設定した。その結果、上場会社がこれに適合していない状態になった場合には、一定の改善期間（たとえば1年）内に

当該基準に適合するための取組みおよびその実施時期を記載した計画の開示が義務づけられている。

なお、この市場区分の見直し時に上場維持基準に適合しない会社について設けられた経過措置は、2025年4月1日から順次終了となる。このため、その後、基準に抵触するケースにおいては、原則1年間の改善期間を経て最終判定を迎えることとなる。

⑦ 子会社等の情報

適時開示が求められる情報は、上場会社のみならず、その子会社の決定事実や発生事実のほか、たとえば上場子会社においては、業績予想の修正にも及ぶこととなる。

● 開示方法

適時開示は、迅速かつ広範に伝達するため、T Dnet（東証が構築・運営し国内金融商品取引所等が共同で利用しているシステム）を利用することとされている。T Dnet に開示資料の登録が行われると、「適時開示情報閲覧サービス」に掲載され、公衆の縦覧に供されることになる。

なお、適時開示の対象となる情報には、インサイダー取引規制に係る重要事実を含んでいるため、適時開示によりその規制が解除される効果がある。

期中会計基準等の公開草案、公表 議決—ASBJ

去る4月17日、企業会計基準委員会は、第545回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。
四半期報告制度の見直し

前回親委員会（2025年4月20日号（No.1741）情報ダイジェスト参照）に引き続き、四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した「期中会計基準等」の公開草案について、審議が行われた。

出席委員全員の賛成で公表議決された。

後発事象に関する会計基準の開発

JICPA監査基準報告書560実務指針1号「後発事象に関する監査上の取扱い」をASBJに移管するにあたって、次の事務局案が示され、検討が行われた。

(1) 後発事象に関する基本的な取扱いについては、新たな後発事象に関する会計基準のなかで定めを設けることとし、会計監査人設置会社に対する

後発事象の基準日および特例的な取扱いは、実務対応報告に別途定めを設ける。

(2) (1)の後発事象に関する基本的な取扱いについては、個別財務諸表と連結財務諸表のそれぞれの取扱いが明らかになるような定めを置き方を検討する。

(3) 期中財務諸表の取扱いについては、次のとおりとする。

① 修正後発事象に係る会計処理については、年度と同様の取扱いであるため、特段の定めを設けない。

② 開示後発事象に関する注記については、期中会計基準の定めに従うこととし、後発事象の基準日について期中財務諸表の公表の承認日とする改正を行う。

委員からは、おおむね賛意が聞かれたが、「(1)で会計基準と実務対応報告とで切り分けているが、会計基準と適用指針のほうがすっきりするのは」との意見が聞かれた。

金融保証契約・直接償却の取り入れ方、検討—ASBJ、金融商品専門委

去る4月15日、企業会計基準委員会は、第237回金融商品専門委員会を開催した。

前回の専門委員会（2025年4月20日号（No.1741）情報ダイジェスト参照）で審議された、金融資産の減損プロジェクトにおける分類・測定のための取り入れ方について審議が行われた。

また、4月17日開催の第545回親委員会でも同テーマで審議が行われた。

主な審議事項は以下のとおり。

金融保証契約

金融保証契約の改正方針として、金融商品会計基準において貸借対照表価額に関する定めを設け、予想信用損失モデルの対象となることを明記する提案がされており、異論は聞かれなかった。

金融保証契約に関するIFRS S9号「金融商品」の定めを取り入れ等について、次の案が示され、検討が行われた。

(1) 金融保証契約の定義

定義についてIFRS9号の

定義に含まれる「負債性金融商品」を取り入れるかについて、次の2案が示された。

案1：「負債性金融商品」という用語を用いる
案2：最も近いと考えられる用語を用いる（例：金銭債務）

(1)について、専門委員からは案2を支持する意見が多く聞かれた。

また、第545回親委員会では、案2を支持する意見のほか、どちらか決めかねるとの意見も聞かれた。

(2) 債務保証契約との関係

原則として既存の債務保証契約に関する定めを金融保証契約に置き換える。

(3) 貸借対照表価額

IFRS9号の損失評価引当金の金額と当初認識額から収益認識累計額を控除した金額のいずれか高い額で測定する定めは、金融商品会計基準で金融保証契約の貸借対照表価額に関する定めとして取り入れ、予想信

用損失モデルの対象となることを明記する。

(4) 保証料の会計処理

発行した金融保証契約については、収益認識会計基準の考え方に準じて、金融保証に関する履行義務が契約期間にわたり充足されることとして、保証料は契約期間にわたり収益に認識することを、金融商品実務指針において定める。

直接償却

直接償却の改正方針として、IFRS9号の定めを金融商品実務指針に取り入れる案が示されており、異論は聞かれなかった。

その場合、現行の金融商品実務指針の「債権の回収可能性がほとんどないと判断された場合」について、IFRS9号の「金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合」に置き換えて取り入れる案が示された。

専門委員および第545回親委員会では、特段の異論は聞かれなかった。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年4月14日	MBOや支配株主による完全子会社化に関する上場制度の見直し等	東証	近年、上場会社において、MBOや支配株主による完全子会社化など、構造的な利益相反リスクの高いキャッシュアウト等の件数が高水準で推移しているなか、経産省「公正M&A指針」の策定後、一般株主保護の観点から特別委員会における検討等の実務が進展している一方で、投資家からは、依然として、特別委員会の実効性に関する懸念や価格の公正性を判断するために必要な株式価値算定に関する開示等の不足を指摘する声が寄せられていた。この状況を踏まえ、公正M&A指針の枠組みがより実効的に機能していくよう、企業行動規範の遵守すべき事項について、所要の見直しを行うもの。あわせて、上場会社として必要なIR体制の整備を求める見直し等も行う。2025年7月を目途に実施される予定。パブコメ期限は5月14日。 https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/um3qrc0000015ff9-att/um3qrc0000015fhm.pdf

金融

FRBパウエル議長解任論で、ドル売り・金利上昇の構図に

トランプ大統領は4月17日、米連邦準備制度理事会（FRB）のパウエル議長について、「即時に解雇すべきだ」とSNSに投稿し、その後ホワイトハウスでも「私が望めば辞任することになる」と発言した。これにより、FRBの独立性に対する市場の懸念が強まり、為替・金利市場ともに反応がみられた。ドルは主要通貨に対して下落し、対円では、21日に140円台を割り込む直前までの円高水準となつている。10年物米国債利回りは4.2%台まで低下していたが、発言後には4.4%台にまで上昇した。

市場では、トランプ政権によるFRBへの政治的介入が明示的になつたことで、ドル資産全般に対する不信感が広がっている。複数の大手メディアは、トランプ政権は元FRB理事のケビン・ウォーシーシュ氏の後任起用を水面下で検討していると報じた。パウエル議長側からみても、このような発言があるなかでは、政権の意向に従ったとみなされる形での利下げ判断は、

一層慎重にならざるを得ない。結果として、米連邦公開市場委員会（FOMC）での利下げ期待も後退し、政策見通しの不透明感が強まった。

トランプ大統領の今回の発言で、市場では米金融政策の独立性に対する懸念が強まり、ドルは主要通貨に対して下落する展開となつたが、特に為替相場においては、これまでのドル安傾向が一段と強まりつつあり、円・ユーロへの資金シフトが再び注目される状況となつている。トランプ政権が貿易赤字の縮小を強く志向していることも背景にあり、ドル安を容認する政策姿勢が市場に織り込まれている。

米債市場では、政権による金利抑制の意図とは裏腹に金利の振れ幅が拡大する傾向にあり、投資家の信認が後退すれば長期金利の上昇圧力が一段と強まる。中央銀行の独立性が制度上の建前にとどまり、政治的干渉が公然化する場合には、構造的なドル安と金利上昇基調が、中長期にわたって定着する可能性がある。

トランプ関税は、その追加関税分に対しては90日間の発動停止を決定したことで転機を迎えたようだ。トランプ大統領が米国の貿易相手国との相互関税を決定、公表して以来、世界の株式市場は相互関税のダメージが懸念され、連日株価下落に見舞われてきた。

大統領はある程度の株価下落は覚悟していただろうが、現実の世界同時株安は予想以上のものであったようだ。そして米国自身も株安に加え、債券安、為替安のトリプル安に見舞われた。このことが政策担当者不安にさせ、大統領へ政策修正を進言するに至つたとされている。

90日間の停止期間は株式市場にとりあえず安心感をもたらした。世界各国の株価は一斉に反発し、株価暴落の恐怖から抜け出しつつある。しかし、株価の戻りは鈍い。力強さを増すためには、今後90日間に予定されている75カ国以上の国の対米貿易関係の会談が成果を挙げる必要であろう。

トランプ関税については、世界のトップの経済大国、貿易大国である米国、中国間の対立が難問である。トランプ氏が大統領就任直後、中国に対して一方的に関税引上げを宣告し、それに中国が報復関税で応えることを繰り返し、現在、お互いの関税率が100%を超えるという想像を絶する事態となつた。

これが長引けば米中貿易の途絶、世界経済不況の到来といったためには、米中間で貿易問題についての会談が早急に開催される必要がある。トランプ氏がどう動くかが、ウクライナ戦争、パレスチナ問題への関与とともに注目されるところである。

トランプ旋風が吹き荒れている世界の政治や経済のもとでは、日本が独自の役割を果たせる余地は乏しい。株式市場、株価も世界の流れに沿って変動していくことになろう。ただ、相互関税、貿易問題をめぐって米国の会談が予定されている国なかで、一番に会談したのは日本であった。米国は日本に期待するところがあるのかもしれない。

90日間どころか、90日間で「相互関税」の壁

証券

90日間どころか、90日間で「相互関税」の壁

トランプ関税は、その追加関税分に対しては90日間の発動停止を決定したことで転機を迎えたようだ。トランプ大統領が米国の貿易相手国との相互関税を決定、公表して以来、世界の株式市場は相互関税のダメージが懸念され、連日株価下落に見舞われてきた。

大統領はある程度の株価下落は覚悟していただろうが、現実の世界同時株安は予想以上のものであったようだ。そして米国自身も株安に加え、債券安、為替安のトリプル安に見舞われた。このことが政策担当者不安にさせ、大統領へ政策修正を進言するに至つたとされている。

90日間の停止期間は株式市場にとりあえず安心感をもたらした。世界各国の株価は一斉に反発し、株価暴落の恐怖から抜け出しつつある。しかし、株価の戻りは鈍い。力強さを増すためには、今後90日間に予定されている75カ国以上の国の対米貿易関係の会談が成果を挙げる必要であろう。

トランプ関税については、世界のトップの経済大国、貿易大国である米国、中国間の対立が難問である。トランプ氏が大統領就任直後、中国に対して一方的に関税引上げを宣告し、それに中国が報復関税で応えることを繰り返し、現在、お互いの関税率が100%を超えるという想像を絶する事態となつた。